

「総合評価方式の運用」令和7年4月 主な改定内容

沖縄県土木建築部 技術・建設業課

今回の主な改定は以下のとおりである。なお、この改定は令和7年4月1日以降公告の工事より適用する。

○評価に対する運用事項の改定

(1) 評価対象の見直しについて

① 週休2日実施工事実績 (廃止)

企業の働き方改革の取り組みにより、公共工事における週休2日の実施の浸透が見られたため、評価項目から削除する。

② 社会資本維持活動の実績 《全型》 P61

評価基準および配点を変更した。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
社会資本維持活動の実績	過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2 (1)	2 (1)	活動実績4回以上あり
			1 (0.5)	活動実績2回以上4回未満
			0 (0)	活動実績2回未満、実績なし

※地域内での拠点の有無及び近隣地域での施工実績を評価項目とする場合は()の点数を適用する。

③ 若手・女性技術者の配置 《全型》 P63

妊娠・出産・育児等の理由がある場合、これまで女性技術者については配置換えを認めていたが、若手技術者（男性）についても認める。

(2) その他、法改正に伴う修正、および評価対象参考例の記載年度等を修正した